

太田川駅周辺地区
まちづくりニュース
2002.4

おおたがわ

Vol.
24



心ゆたかな快適都市をめざして

平成14年4月

東海市都市建設部
中心街整備事務所

鉄道高架事業いよいよスタート

鉄道高架事業認可される……事業着手となる

平成13年9月20日付けで国土交通大臣より名鉄常滑線・河和線(太田川駅付近)鉄道高架事業が認可されました。

太田川駅周辺地区の三事業(区画整理事業・鉄道高架事業・市街地再開発事業)のうち、区画整理事業が先行し、今回鉄道高架事業が認可されたことで、東海市の表玄関づくりが本格的に事業展開していくことになります。

平成13年度は、一部の地区で仮線用地、側道・鉄道用地の借地・買収交渉が始まりました。

地権者の皆様のご協力により用地の目途がつき次第、仮線工事に着手して、当面は、平成17年度に仮線での営業開始を目標に進めます。

住民の皆様には、工事に伴いいろいろご迷惑をおかけすることになりますが、将来の東海市の発展・活性化のためよろしくご理解・ご協力をお願いします。

- ・ 事業期間 平成13年度～平成22年度
- ・ 総事業費 約340億円
(国・県・市……約296億円 名鉄……約44億円)
- ・ 事業延長 常滑線 約2,050メートル
河和線 約720メートル



駅名変更アンケート調査のお知らせ

名鉄常滑線・河和線(太田川駅付近)鉄道高架事業が、昨年(9月20日)事業認可され事業着手の運びとなりました。

鉄道高架事業は、平成22年度完成の予定で、高架完成時には、現在の駅舎も一変し新しい駅舎になります。

駅舎完成前の平成17年中部新空港開港時には空港島に新駅が設置されるため、その新駅に併せて太田川駅の駅名変更についても考えておく必要があります。

現在の「太田川駅」という名称でよいのか、或いは新しい駅名にした方がよいのかについてアンケート調査を行います。

駅名変更した方がよいと回答された方に対しては、更に望ましい駅の名称についても併せて記入していただく予定です。

アンケート調査は、広報「とうかい」に折り込んで夏頃全市的に行いますのでご協力をお願いします。



(太田川駅東口)

(太田川駅西口付近)

事業の進行状況について

工 事



平成13年度工事では、国道247号に雨水幹線及び污水管を、また後田地区並びに駅前線等にも雨水・污水管を埋設しました。

良好な住環境を整備するには、雨水・污水の対策が必要不可欠のため、その対応工事を中心に進めてまいりました。

また、一部の道路築造工事も実施しました。

平成14年度工事は、旧平安殿付近の道路築造始め駅前線下への雨水管・污水管の埋設等数カ所で予定しておりますのでご協力をお願いします。



(国道247号付近)



(前田付近)



建物移転



平成13年度は、27戸の建物移転を行いました。

建物移転は、平成4年9月の事業開始から平成12年度までの124戸を加えて151戸が移転完了となります。

移転対象建物全体では、約21%が移転完了することになります。

平成14年度もできる限り多くの建物移転を進めていく予定ですのでご協力をお願いします。

なお、建物移転補償を受けられた方は、基本的には租税特別措置法に基づく課税の特例(5000万円特別控除或いは代替特例)の適用を受けることができます。



(呉天石付近)



(前田付近)

お知らせコーナー

土地区画整理審議会委員任期満了となる

平成10年1月18日に選ばれました審議会委員の任期が、平成15年1月18日任期満了になります。

土地区画整理審議会の設置
関係者のみなさんの中から、選挙で選ばれた
代表により構成されます。

任期満了による選挙を行うこととなりますが、選挙日時等については、広報「とうかい」でお知らせします。



権利異動届出のお願い

宅地又は建築物等について所有権の異動が生じたときは、当事者双方連署して届出をお願いします。

ただし、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面を添付して連署に代えることができます。

届出書類は、中心街整備事務所に用意してあります。異動された方は、必ず届出をお願いします。

ユニー跡地の動き

ユニー大田川店は、今秋10月荒尾第二土地区画整理事業地内での(仮称)アピタ荒尾店オープンに伴い8月に閉店、その後取り壊される予定です。

大田の街の灯を消さないためにもこの跡地を利用して、大田地区の活性化を図っていくことを目指し、大田まちづくり研究会が中心となり、東海商工会議所及び行政も支援し調査・研究をしてきました。

その結果、大田まちづくり研究会会員を中心に会社を設立し、ユニー株式会社から鉄道高架事業が完成するまでの間跡地を借り、大田地区の賑わい事業を創出しようと動き出しています。

■工事にご協力を

地区内では整地や道路等の工事を行っております。このため付近の方々をはじめ通行される方にご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いします。



■土地の立ち入りについてのお願い

現在、市では建物等物件調査などの業務を進めています。

この業務のため皆様の所有地に市職員又は委託業者が、立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

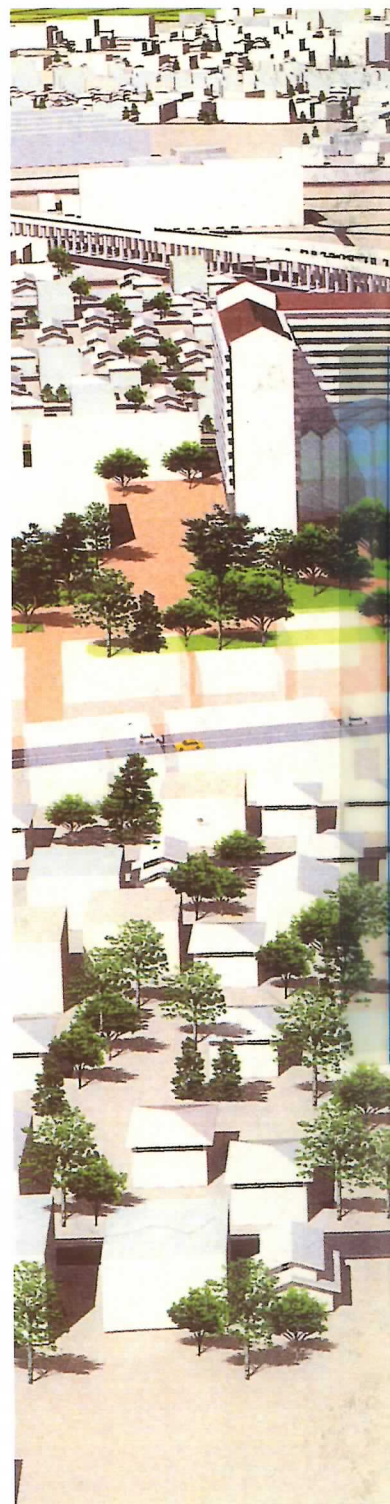
■建築工事などされる方は、事前に市へご相談ください

まちづくりを進めるためには、皆様のご理解と、ご協力が必要です。建築や工事が無計画・無統制に行われますと、まちづくりの障害となるばかりでなく、計画的なまちづくりをすることができません。

施行地区内で事業計画決定の日(平成4年9月24日)から換地処分公告の日までの間に、建築行為などをしようとするときは、東海市長の許可が必要です。施行地区内で建築行為などをしようとする方は、事前に中心街整備事務所までご連絡ください。



中心街整備事務所
☎0562-33-7761
〒477-0037
東海市高横須賀町
御洲浜26番地の8



このニュースは、皆様と市が一体となってまちづくりをするための資料です。大切に保存してください。